

第7章 食の安全と消費者の信頼の確保



左上：

牛のトレーサビリティ制度に基づき耳標（両耳の黄色い標識）が付けられた牛（恩納村）

右上：

県主催の家畜伝染病発生時に備えた防疫演習会の様子（うるま市）

左下：

沖縄総合事務局主催の「食育フェスティバル」の様子（北中城村）

右下：

「消費者の部屋」特別展示「食品安全行政」での牛個体識別番号検索体験コーナーの様子（那覇市）

第1節 食の安全と消費者の信頼の確保

沖縄総合事務局では、「食」の安全と安定供給を確保し、消費者が「食」に対する信頼感を持てるような施策に取り組んでいます。

(1) 食の安全の確保

① 生産資材の適正な使用の推進

沖縄総合事務局では、農畜水産物の安全確保を図る観点から、農薬、肥料、飼料の生産資材の適正使用へ向けた取組を推進しています。

農薬については、適正で安全な使用の推進のため、県と連携し、農薬の適正使用と飛散防止対策に関する会議、研修会等を開催するとともに、パンフレットの配布等を通して、危害防止のための普及・啓発を行っています。

肥料については、品質を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料取締法に基づき、国に登録されている県内の普通肥料の登録更新等の業務を行っています。平成29年3月末現在、県内で登録されている当該肥料は、149銘柄（33事業者）となっています。

飼料については、畜産農家及び魚類養殖経営体に対し、飼料安全法に基づき、飼料の安全性や使用状況等の調査を実施しています。

また、牛海綿状脳症（BSE）対策として、飼料用油脂原料に牛のせき柱といった特定危険部位が混入しないよう、また、豚・鶏用飼料として利用される豚・鶏肉骨粉原料に牛等の動物性たん白質が混入しないよう、食肉事業者等に対して、飼料安全法に基づき、確認のための調査を実施しています。

(2) 動植物防疫の取組

近年、我が国の近隣諸国においては、口蹄疫*1等の家畜の伝染性疾病や植物の病害虫が相次いで発生しています。また、今後は、訪日外国人旅行者の増加が見込まれることから、水際対策の強化とともに国内防疫の徹底を図っていくことが重要となっています。

① 家畜伝染病の発生に備えた対応

国内防疫対策として、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に取り組むことが必要です。

農薬危害防止運動

農薬の適正な使用や環境への影響に配慮した使用を推進するため、毎年6～8月に農薬危害防止運動を実施しています。

【重点事項】

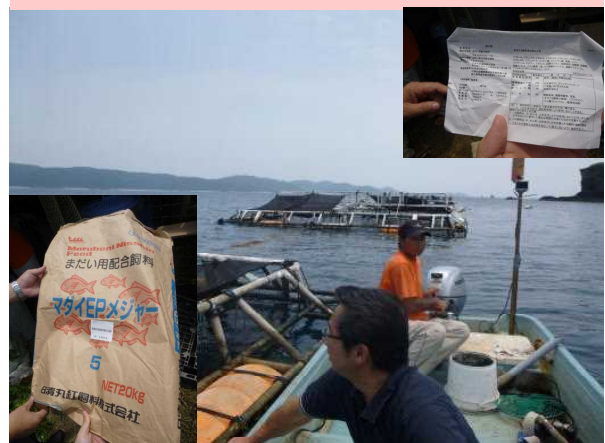
- 農薬の適切な保管による誤飲・誤食の防止
- 飛散防止や土壌くん蒸剤使用後の管理による周辺への配慮
- 農薬用マスク等の使用など農薬使用時の安全対策の徹底

注意!

主な事故原因の例

- ・農薬をペットボトルに移し替える。
- ・飲食物と同じ場所に保管する。

魚類養殖経営体への飼料使用状況調査



*1 牛・豚等の偶蹄類が感染する病気。口や蹄に水疱等の症状を示し、産業動物としての生産性を低下させる。

沖縄総合事務局では、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ*1等の特定家畜伝染病*2が万一発生した場合に、県が実施する防疫作業に備えて、迅速に作業支援者を現地に派遣できるよう、事前に派遣候補者をリストアップするとともに、作業支援者に対し定期的に防疫演習を実施しています。

また、特定家畜伝染病の発生時において、国と関係機関が連携して適切な対応が行えるよう、県が開催する防疫演習会等に参加しています。



② 病虫害防除対策の推進

沖縄総合事務局は、県等の関係機関との連携の下、特殊病虫害*3等の根絶と農作物への被害の軽減を図るための対策に取り組んでいます。

ア 沖縄でのミバエ類の侵入防止対策

過去、沖縄には、海外から侵入したウリミバエとミカンコミバエという害虫が生息し、これらの害虫は、県内で寄主植物であるマンゴーやゴーヤー等の果物や野菜の生産に甚大な被害を与えていました。

また、寄主植物は、未発生地域へのまん延防止のため、本土への移動が植物防疫法に基づき規制されていたことから、県外出荷ができないことが地域農業振興上の大きな障壁となっていました。

このため、県では、昭和47年から国の特殊病虫害特別防除事業を活用してミバエ類の根絶に向けた事業を開始し、ミバエ類の生態や特性の究明、的確な防除のための不妊虫放飼法*4やオス除去法*5等を開発し防除に努めました。その結果、昭和61年にはミカンコミバエ、平成5年にはウリミバエの根絶を達成しました。

根絶後は、寄主植物の本土への移動規制が解除されたことから、マンゴーやかんきつ類、ゴーヤー等の多くの農産物で生産が拡大し、県外出荷量も増加しており、沖縄農業の振興に大きく寄与しています。

沖縄はミバエ類の発生国に近く、台風等の影響と考えられる一時的な侵入が毎年確認される等再侵入する危険性が高いため、県は根絶後も継続的に、寄主果実調査やトラップ調査による侵入警戒調査を実施するとともに、一時的な飛来が確認された際には、侵入防止のための防除対策を行っています。

沖縄総合事務局においても、関係機関を構成員とする「沖縄地域特殊病虫害対策会議」の開催を通じ、ミバエ類の侵入防止等に取り組んでいます。

<「沖縄地域特殊病虫害対策会議」について>

県内でミカンコミバエやウリミバエが確認された際は、沖縄総合事務局は、直ちに那覇植物防疫事務所及び県の病虫害防除担当者を招集し、本会議を開催しています。会議では、誘殺があった範囲や周辺の地形、寄主植物の分布等の情報をもとに、防除対策を決定し、これに基づいて、国・県・市町村等の各関係機関が連携・協力して対策に取り組んでいます（平成28年度は19回開催）。

*1 鳥インフルエンザのうち、家きんに高致死性を示すものを高病原性鳥インフルエンザという。

*2 家畜伝染病予防法に基づき、特に総合的に発生予防とまん延防止の措置を講ずる必要があるものとして指定されたもの。

*3 地域特有の病虫害で、沖縄県は条例で、ウリミバエ、ミカンコミバエ、イモジウムシ、アリモドキジウムシを指定。

*4 ガンマ線（放射線）を照射し不妊化した虫を野外に大量に放し、野生虫同士の交尾の機会を減少させることで次世代の繁殖を阻害し、虫の発生密度を減らす方法。

*5 オスが引きつけられるフェロモンと呼ばれる物質と殺虫剤を染みこませた小片を野外に散布し、オスを大量に誘殺しメスが交尾する機会を減少させることで、虫の発生密度を減らす方法。

イ 本土では未発生の病害虫の防除

沖縄には、かんしょの害虫であるアリモドキゾウムシやイモゾウムシ、かんきつ類の病害であるカンキツグリーニング病といった本土では未発生の病害虫が発生しています。

(アリモドキゾウムシ・イモゾウムシへの対応)

県は、かんしょの生産振興を図るため、国の特殊病害虫特別防除事業を活用し、アリモドキゾウムシ及びイモゾウムシの根絶防除を久米島では平成6年から、津堅島では平成19年からそれぞれ開始しました。その結果、久米島のアリモドキゾウムシについては、平成25年4月に根絶を達成することができました。

一方、イモゾウムシは、世界的にも研究が進んでおらず、根絶防除がなかなか進まない状況でしたが、近年、県を中心に根絶防除に向けた技術開発の取組がなされており、得られた成果の一部については、その実証確認のため、津堅島における根絶防除事業において試験導入されています。

沖縄総合事務局では、県及び那覇植物防疫事務所を構成員とする沖縄地区植物防疫担当者会議を定期的開催し、これら病害虫の防除状況等について情報共有・連携の体制強化に努めることにより、県の取組を支援しています。

ゾウムシ類が加害したイモ
(提供：那覇植物防疫事務所)



(カンキツグリーニング病への対応)

カンキツグリーニング病は、かんきつ類の生産に重大な被害を与える病害で、ミカンキジラミという昆虫によって媒介されます。

現在のところ、罹病した樹を治療する方法はなく、罹病した樹から感染が拡大することを防ぐため、罹病樹を速やかに伐採したり、ミカンキジラミを防除し発生密度を低下させるなどの対策を地域全体で講じる必要があります。

カンキツグリーニング病の
症状（シークワサー樹）
(提供：那覇植物防疫事務所)



現在、シークワサーの主要な産地である大宜味村では、県・村・那覇植物防疫事務所・地域住民等が一体となった防除の取組が行われており、その結果、カンキツグリーニング病の確認されないエリアが拡大しています。

ウ 亜熱帯性作物向けの農薬登録の支援

マンゴー、ゴーヤー、水いも等の地域特産物は、使用できる登録農薬の種類が少ないことから効率的な病害虫防除が難しい状況にあります。

沖縄総合事務局では、県が実施する多様な作物に対する農薬登録拡大の取組を消費・安全対策交付金により支援しています。

(3) 消費者の信頼の確保

① トレーサビリティ制度の推進

トレーサビリティとは、食品が生産から販売にわたってどのようなルートを通ったか把握できるようにすることです。トレーサビリティの確立により、食品事故発生時の回収や発生原因の究明等が迅速に行えるようになります。

ア 牛のトレーサビリティ

平成13年、我が国で初めてのBSEが発生しました。これを契機として、現在、国はと畜場におけるBSE検査や牛由来肉骨粉の飼料等への使用禁止の対策を講じています。また、本病のまん延防止や消費者の信頼確保と畜産業の振興を図るため、平成15年に牛トレーサビリティ法*1が制定され、牛の生産者に対しては牛の出生等の届出及び個体識別番号が印字された耳標の装着を、牛肉販売業者及び牛肉を用いた特定料理*2を提供する業者（以下「特定料理提供業者」という。）に対しては商品又は店内に個体識別番号の表示及び牛肉の仕入等に係る帳簿の備付けをそれぞれ義務付けています。

沖縄総合事務局では、牛トレーサビリティ法の遵守徹底を図るため、牛の生産段階において、出生等の届出や耳標の装着が適切に行われているか、また、牛肉の流通段階において、牛肉商品や特定料理を提供する際に個体識別番号が適切に伝達・表示されているか等、牛の生産者、牛肉販売業者及び特定料理提供業者に対する巡回調査等を実施しています。

併せて、牛肉販売業者及び特定料理提供業者が提供する牛肉商品や料理提供用の牛肉を買い上げて、その牛肉のDNA鑑定を行い個体識別番号が正しく伝達されているか監視を行っています。

飼養牛の個体識別情報等確認調査



イ 米穀等のトレーサビリティ

平成20年に食品衛生上問題のある事故米穀の食用等への不正転用が発覚しました。これを契機として、米の適正な流通を確保するために食糧法の一部が改正され、米粉用や飼料用など主食用以外に用途を限定した米穀や食用に適さない米穀を取り扱う際、生産者や事業者が遵守すべき事項が定められています。

また、問題発生時に流通ルートを特定するため、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること及び産地情報を取引先や消費者に伝達することを義務付けた米トレーサビリティ法*3が施行されています。

飲食店での産地表示例



*1 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）

*2 牛トレーサビリティ法に基づき定められた「焼き肉」、「しゃぶしゃぶ」、「すき焼き」、「ステーキ」の4品。

*3 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）

ウ 食品（牛肉・米以外）のトレーサビリティ

沖縄総合事務局では、牛肉・米以外の食品についても、食品事業者等に対し、トレーサビリティの意義や方法を説明し、普及を推進しています。

また、消費者等に対して、当局庁舎1階に常設している「消費者の部屋」や各種イベント等で設置している「移動消費者の部屋」等を活用して、食品トレーサビリティの推進パンフレットの配布などの情報提供を行っています。

② 農産物検査法に係る監視

生産された米穀の産地、品種、産年について証明をする農産物検査の内容と、その検査を担う登録検査機関について定めた法律の遵守状況を監視するため、登録検査機関への立入調査を実施しています。

なお、平成28年4月1日から、県内に所在する登録検査機関であってその農産物検査を行う区域が県内のみであるものについての監視業務等の指導権限については、原則として県に移譲しました。

③ 食品表示の適正化の推進

沖縄総合事務局では、食品表示法及びJAS法*1に基づく監視業務を行っています。具体的には、主に店舗等が他都道府県にもある広域事業者を対象に、食品における適正な表示を確保するため、

- ・県内の小売店舗等を対象に、食品の表示状況等の調査
- ・消費者等から主に、食品の不適正表示についての情報提供に関する受付（食品表示110番）

等の取組を行っています。

ア 食品表示の監視業務

食品表示の適正化を図るため、一般調査（生鮮食品等の表示調査）と産地表示適正化対策事業を行っています（表Ⅶ-1）。この調査により不適正表示を確認した場合には、食品関連事業者に対して、食品表示法及びJAS法に基づく表示の改善のための指示・公表等を行うなど食品表示の適正化に向けた取組を行っています。

食品に関する表示は、消費者が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会確保に重要な役割を果たしていることから、一般消費者の利益増進を図るため、引き続き監視業務を行っています。

表Ⅶ-1 食品表示調査の内容

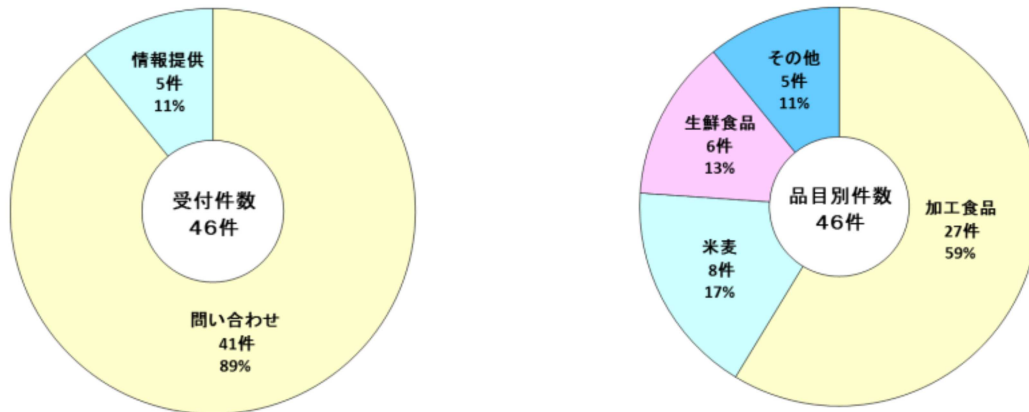
調 査 名	調 査 内 容
一般調査（生鮮・加工食品、指定農林物資等表示調査）	小売店舗等で販売されている生鮮食品等の食品表示が適正に表示されているか、年間を通じて調査を実施。
産地表示適正化対策事業	産地偽装に対する監視業務の重点化を図るため、食品の季節性及び出回り時期を考慮し選定した品目について、科学的分析調査を用いて産地判別を実施。

*1 農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）

イ 食品表示110番の受付状況

平成28年度の沖縄総合事務局での受付件数は、46件となっており、内容別では、主に「問い合わせ」となっています。品目別でみると、加工食品に対するものが最も多く、全体の約6割を占めています（図Ⅶ－1）。

図Ⅶ－1 食品表示110番の内訳（平成28年度）



資料：内閣府沖縄総合事務局「食品表示110番実績」

＜「加工食品の原料原産地表示制度」に関する説明会の開催＞

平成28年1月から消費者庁及び農林水産省の共同で開催していた「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」において、平成28年11月29日に、「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」が取りまとめられました。

これを受け、平成28年12月15日に、沖縄県立博物館・美術館において、当該中間とりまとめの内容について説明会を開催しました。

説明会では、農林水産省等の担当者から、これまで加工食品の一部に義務付けられていた原料原産地表示を全ての加工食品に拡大するという基本的な考え方や、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するよう可能な限り情報の提供を図りつつ、食品事業者に配慮した実行可能な方策での表示方法について説明がありました。

説明会には、県内の消費者や食品製造・加工・流通関連事業者を中心に111名が参加し、会場では、具体的な表示の方法等について活発な質疑応答が行われました。

説明会の様子



④ 消費者への情報提供とコミュニケーションの推進

ア 「消費者の部屋」の開設

沖縄総合事務局では、那覇第2地方合同庁舎2号館1階に「消費者の部屋」を設置し、農林水産行政、食料生産、食生活等に関する各種情報を常時、紹介・提供しています。

さらに、「消費者の部屋」に隣接する「行政情報プラザ」においても、1回の展示につき5日間程度の期間で特別展示を開催し、沖縄の農林水産物や農林水産施策等を中心に紹介しています。平成28年度は、「食育」や「沖縄における農業農村整備事業」等をテーマに7回開催しました（表Ⅶ-2）。



表Ⅶ-2 「消費者の部屋」特別展示の開設状況（平成28年度）

	開設日	テーマ名
1	6月1日～6月7日	食育パネル展
2	9月13日～9月16日	さとうきびに関するパネル展
3	10月17日～10月21日	統計データから見た沖縄の農林水産業
4	11月30日～12月2日	肉用牛のパネル展 ～肉用牛についてもっと知ろう～
5	12月6日～12月9日	沖縄の農産物に関するパネル展
6	12月12日～12月16日	沖縄における農業農村整備事業
7	2月6日～2月10日	食品安全行政について ～農場から食卓まで安全に～

イ 「移動消費者の部屋」の開設

沖縄総合事務局では、消費者が大勢集まる大型ショッピングセンターなどで「移動消費者の部屋」を開設し、食生活の改善や農林水産行政に関する情報提供を行い、消費者の皆さまとのコミュニケーションを深めています。

平成28年度は、体験・参加型の食育イベントや6次産業化推進イベントに併せて2回開設しました（表Ⅶ-3）。



表Ⅶ-3 「移動消費者の部屋」の開設状況（平成28年度）

	開設日	会場	イベント名
1	8月5日	イオンモール沖縄ライカム	わくわく親子食育フェスティバル
2	11月14日～11月18日	コープあっぷるタウン	まーさむんフェア

ウ 消費者団体等との意見交換

沖縄総合事務局では、消費者団体や一般の消費者との間で、食品安全に係る施策や消費者の関心の高いテーマについて意見交換会を行っています。

平成28年12月2日には「食品安全セミナー」を開催し、参加した消費者、農業者、食品事業者、行政担当者等に、安全で健やかな食生活を送るために役に立つ情報や遺伝子組換え技術等の先端技術の農業・食品への応用について紹介しました。

食品安全セミナーの様子



<消費者に向けた「食品中のアクリルアミド」に関する情報の発信>

食品中のアクリルアミドは、食材に元々含まれているアスパラギンと還元糖から、120度以上の加熱調理をすることにより生成し、特に食材の水分が少なくなる調理の最終段階で多く生成します。穀類やいも類、野菜類などを「揚げる」「焼く」「炒める」などした市販食品や家庭の調理品に含まれ、「煮る」「蒸す」「ゆでる」などの水を利用した調理ではほとんど生成されません。

アクリルアミドが原因と特定された健康被害は、これまで報告されていませんが、長期間摂り続けると人の健康に悪影響を及ぼす懸念があるとされています。

農林水産省では、「食品中のアクリルアミドを低減するための指針」を作成し、食品関連事業者の取組を支援するとともに、消費者向け冊子「安全で健やかな食生活を送るために～アクリルアミドを減らすために家庭でできること～」を作成し低減対策に取り組んでいます。



消費者向け冊子

沖縄総合事務局においても、平成28年4月20日にJAおきなわ南風原支店で開催された、JAおきなわ女性部正副部長・事務局合同会議（JAおきなわ女性部主催）において、「健康な食生活を送るために～アクリルアミドを減らすために家庭でできること～」と題し、家庭での低減対策を中心とした食品安全講習を実施するなど、多くの消費者が「食品中のアクリルアミド」に関する知識・理解を深め、家庭でできる低減対策を実践していただくための情報提供に取り組んでいます。

なお、本講習会には約140名の方が参加し、具体的な調理方法等について活発な意見交換が行われました。



食品安全講習の様子

第2節 健全な食生活の確立

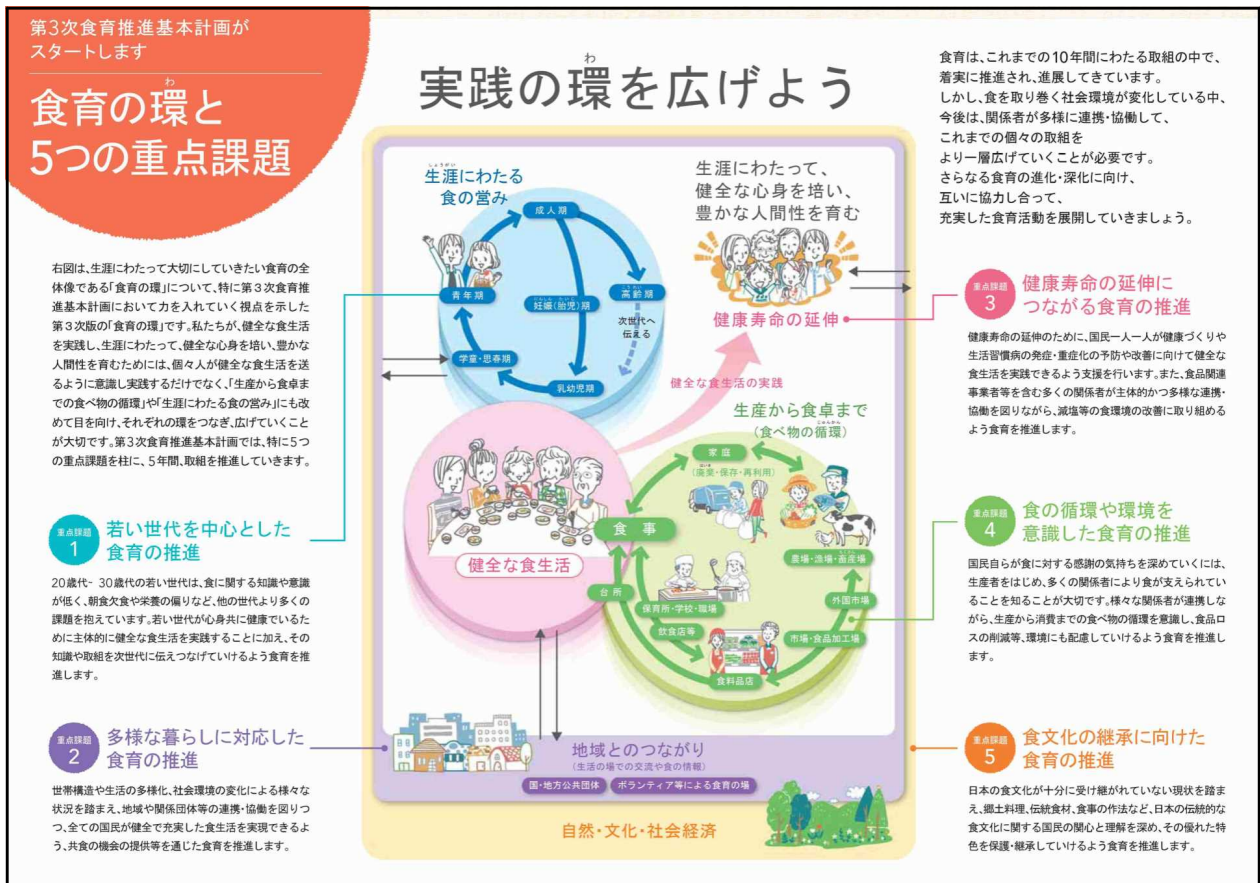
(1) 食育の推進

① 第3次食育推進基本計画の作成

平成17年に制定された食育基本法に基づき、国は「食育推進基本計画」（平成18年度～22年度）及び「第2次食育推進基本計画」（平成23年度～27年度）を作成し、都道府県、市町村、関係機関・団体等多様な主体とともに食育を推進してきました。

また、平成28年3月18日、内閣総理大臣を会長とする食育推進会議において、平成28年度から平成32年度までの5年間を対象とする、「第3次食育推進基本計画」が作成され、「若い世代を中心とした食育の推進」等を重点課題として、引き続き食育推進に取り組むことになっています。

これら重点課題に取り組むにあたっては、「子どもから高齢者までの生涯を通じた取組」、「国、地方公共団体、教育関係者、農林水産業者等が主体的かつ多様に連携・協働した取組」を推進することに留意することとされており、重点課題を踏まえた目標として、地方公共団体で作成される食育推進計画の市町村作成割合を平成32年度までに100%とすること等が掲げられています。



資料：「第3次食育推進基本計画」啓発リーフレット

② 沖縄における取組状況

一方、沖縄県市町村の食育推進計画の作成割合は約22%（9市町）に留まっており、全国の作成割合約78%に比較して著しく低く、かつ全国最下位の状況です。

このような中、沖縄総合事務局は、第3次基本計画に掲げられた重点課題を踏まえた目標の達成、特に食育推進計画の市町村作成割合の100%達成に向けて、以下の取組を行っています。

ア 食育パネル展の開催

平成28年6月1日から7日までの土、日を除く5日間、6月の食育月間の取組の一環として、当局1階行政情報プラザにおいて、「食育パネル展」を開催しました。

本パネル展では、平成28年3月末に作成された第3次食育推進基本計画等の内容を紹介するパネルの展示、DVD上映、BMI（Body Mass Index）測定を行ったほか、食育SAT*1（Satisfactory A la carte Tray）システムの体験も行いました。この体験コーナーは大変好評で、来場者は楽しみながらサンプルを選んだ後、普段食べている食事が何kcalなのか、タンパク質、脂質、ビタミン等がバランス良く摂れているか栄養士から熱心に栄養指導を受けていました。

期間中は約230名が来場し、来場者からは「食生活がいかに重要か分かった」「子どもの頃の食生活が将来に影響するので、学校教育での食育が重要」といった意見がありました。

イ 情報交換会の開催

平成28年6月7日に「平成28年度いちやりば食育ネット*2 情報交換会」を開催しました。

本情報交換会では、農業生産法人(株)あいあいファームの加力氏より基調講演をいただいた後、当局よりいちやりば食育ネットの運営状況を報告したほか、宜野湾市健康増進課、沖縄県健康長寿課、(株)琉球新報より活動状況を報告していただきました。

また、沖縄県栄養士会からは、活動報告に加え、食品サンプルを使って栄養バランスチェックが体験できる「食育SATシステム」の紹介を行っていただき、会員の皆さんが実際に当システムを使って栄養士から熱心に栄養診断を受けていました。



*1食品サンプルをトレイに載せるだけで栄養のバランスチェックができるシステム。

*2「いちやりば食育ネット」（沖縄地域食育推進ネットワーク）は、沖縄県内で食育活動に取り組む個人や団体を会員としており、食育に関する情報の受発信を目的に当局が平成17年に設置。

ウ 親子食育フェスティバルの開催

平成28年8月5日、イオンモール沖縄ライカムにおいて、「食育フェスティバル」を開催しました。本イベントでは、沖縄県栄養士会による食育SATシステム体験のほか、島野菜の名前あてクイズ、沖縄ヤクルト(株)による腸と健康について学ぶ「ウン知育教室」等を行いました。特に、野菜等の名前あてクイズは大変好評で、来場した子ども達は、実物の島野菜を見て、触るなどしながら、クイズに挑戦していました。

当日は約200名の来場があり、各体験、教室とも賑わい、子どもから大人まで楽しめるイベントとなりました。

これらの取組によって沖縄県における食育の推進に寄与できることを期待しています。

大好評だったクイズ



ウン知育教室の様子



エ 市町村等食育担当者会議の開催

沖縄総合事務局は、平成29年1月25日に「市町村等食育担当者会議」を開催しました。

本担当者会議では、平成28年度の沖縄総合事務局、沖縄県、宜野湾市、糸満市及びMOAインターナショナル沖縄における食育推進の取組状況等の報告が行われました。

また、「市町村食育推進計画の策定に向けて」と題して農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課から説明が行われ、意見交換において、平成29年3月に食育計画を策定した糸満市の担当者から計画策定に当たって苦労したこと、平成30年度に食育計画を策定予定の与那国町の担当者から策定までに至る経緯等について発言がありました。

今後とも、食育推進計画未作成の市町村に対して、その実態や特性等に配慮しながら沖縄県とも連携して働きかけていきます。



＜糸満市における食育推進・地産地消促進計画の策定＞

糸満市は、平成29年3月に「糸満市食育推進・地産地消促進計画」を策定しました。

当該計画は、食育と地産地消のつながりを深め、関係機関が連携して地域全体で取組を展開していくために、同市の市民健康部健康進課、経済観光部農政課等の食育関係課で構成される幹事会において素案を作成し、名桜大学上級准教授前川氏（委員長）等の外部有識者で構成される当該計画の策定委員会（計4回開催）、パブリックコメント等を経て策定されました。

糸満市は、農業、水産業の盛んな地域であることを反映して、食育推進と地産地消促進を一つの計画としており、策定委員としてJAおきなわ糸満支店や糸満市漁業協同組合が参画するなど、他市町村にはない特徴のある食育計画となっています。

糸満市食育推進・地産地消促進
計画策定委員会



＜沖縄における食育活動モデル推進事業の取組＞

沖縄において、(株)琉球新報社及び(一社)MOAインターナショナル沖縄が「平成28年度新たな食環境に対応した食育活動モデル推進事業※（農林水産省）」に取り組みました。この事業において、(株)琉球新報社は定置網漁体験と水産物の加工流通体験等を6回、朝食の大切さに関する講演会等を2回、(一社)MOAインターナショナル沖縄は、親子田植え体験、料理講習会を年8回実施しました。

これらの取組報告において、らっきょうなどの野菜の植付け、収穫を体験することにより、以前は食べることができなかった野菜を食べられるようになった等の報告があり、食生活の改善に農業体験が効果的であること等が判明しました。

ニンジン収穫体験
(株)琉球新報社



料理講習会
(一社)MOAインターナショナル沖縄



※「日本型食生活」の普及実践、食や農林水産業への理解増進を通じた消費拡大を図るため、食育活動を関係者の連携のもと、消費者の様々なライフスタイルの特性、ニーズに対応した食育メニューを体系的に提供するモデル的取組を支援する農林水産省の事業。(株)琉球新報社、(一社)MOAインターナショナルの他、全国で5事業者がこの支援事業に取り組んでいる。

(2) 健康長寿の取組状況

かつて日本一の長寿県と言われた沖縄県ですが、平成22年の都道府県別平均寿命では、沖縄県の女性の平均寿命が昭和50年から続いていた首位から3位へ、昭和60年に首位だった男性は、30位へ後退する結果となりました(表-1)。

平均寿命順位の後退の要因として、働き盛り世代の心疾患や脳血管疾患などの生活習慣病*1による早死にが大きく関わっているとされています。

実際、県民の肥満(BMI*2=25以上)の割合をみると、男性で45.2%、女性で34.7%と男女とも全国平均を大きく上回っています(表-2)。

表-1
平均寿命の推移(沖縄県)

(単位: 歳、全国順位)

	男性		女性	
	平均寿命	順位	平均寿命	順位
S50年	72.2	10	79.0	1
S60年	76.3	1	83.7	1
H7年	77.2	4	85.1	1
H17年	78.6	25	86.9	1
H22年	79.4	30	87.0	3

表-2
20歳以上の男女の肥満の割合

(単位: %)

	沖縄県	全国平均
	男	45.2
女	34.7	21.5

資料: 沖縄県「平成23年県民健康・栄養調査」
厚生労働省「平成23年国民健康・栄養調査」

資料: 厚生労働省「平成22年都道府県別生命表の概況」

この状況を踏まえ、日頃から体を動かす習慣に加え、栄養バランスのとれた食事を取るにより生活習慣病を予防することが重要になっています。

このため、沖縄県では平成26年4月に知事を会長とし、経済団体、保険・医療福祉関係団体、学校関係、マスコミ関係、行政機関を構成員とする「健康長寿おきなわ復活県民会議」を設置し、「2040年までに平均寿命の都道府県第1位奪還」を目指し、県民一人ひとりの健康づくりに強力に取り組む全県的な運動が始まりました。

平成29年1月23日に開催された同会議では、健康長寿おきなわ復活プロジェクトを達成するため、職域や地域において積極的に健康づくりに取り組んでいる団体を表彰する「沖縄県健康づくり表彰(がんじゅうさびら表彰)」の選考等が行われました。

また、沖縄県の市町村食育推進計画の策定率が22%と全国最下位であることから、沖縄総合事務局は、市長会及び町村会等の会議構成団体に対して同計画策定の協力を働きかけました。

健康長寿おきなわ復活県民会議の様子



「健康おきなわ2010」のロゴマーク



*1 生活習慣病は、内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を合わせ持った状態であるメタボリックシンドロームによって発症するリスクが高まるとされています「メタボリックシンドロームを予防しよう」(厚生労働省ホームページ)。

*2 BMIとは、体重(kg)を身長(m)の二乗で除した値であり、25以上で肥満と判定される(日本肥満学会肥満症診断基準検討会2000年)。

